

文化審議会著作権分科会
審議経過の概要

平成13年12月
文化審議会著作権分科会

文化審議会著作権分科会審議経過の概要

目 次

はじめに	1
第1章 総括小委員会における審議の経過	
審議の経過	3
「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」締結に伴う著作権法改正について	3
著作権法制に関する基本的課題について	5
第2章 情報小委員会における審議の経過	
審議の経過	11
権利制限の見直しを検討する場合の具体的な視点	11
権利制限の見直しに関する具体的な要望	15
教育・図書館関係の権利制限の見直しに係る検討 - ワーキング・グループにおける検討の概要 -	16
複製の範囲に関するワーキング・グループの検討の概要	24
今後の検討について	26
第3章 放送小委員会における審議の経過	
審議の経過と国際的動向の概要	27
放送事業者等の権利の拡大について	27
その他	29
今後の検討について	30
第4章 国際小委員会における審議の経過	
審議の経過	31
著作権をめぐる国際的な動向	31
今後の検討について	33
おわりに	34

はじめに

情報技術の発達・普及等により、著作物の創作手段・利用手段等が社会全体に普及するとともに、多種多様な著作物等が広く流通するようになったため、極めて多くの人々が著作権と関わりを持つ時代を迎えているが、これに伴い、広範な施策を総合的に推進することが必要になっている。

まず第一に、権利に関する基本的な法制の整備については、我が国の著作権法による権利の付与は、累次の法改正によって国際的に見ても非常に高い水準に達しており、例えば、インターネットやファイル交換ソフトウェアに対応できる権利を著作権法に明記しているのは先進諸国中에서도日本とオーストラリアのみとなっている。しかしながら、実演家や放送事業者の権利の拡大など、新たな条約の採択に向けて国際的な検討が進められている事項を含め、社会や技術の変化に対応するために残された課題もあり、今後ともこれらの課題について検討を進めていく必要がある。

また、前記のような変化に対応し、従来の権利制限規定を見直して、その拡大又は縮小を行う必要性も指摘されており、この点についても検討を進めることが必要である。

第二に、法定された権利の実効性を確保しつつ、著作物等の円滑な流通を促進するための施策の必要性も、拡大しつつある。

例えば、いわゆる「コピープロテクション」や「電子透かし」などの技術を活用して権利を実質的に守っていくことについては、既に法整備を行っており、同様の法整備を行っているのは先進諸国中で日本、オーストラリア、米国のみとなっているが、新しい技術の開発・普及等に対応して、新たな法制の在り方を検討する必要がある。

また、他国に比して我が国が遅れていると言われる契約システムの開発は、極めて多くの人々が著作権に関わるようになった今日、非常に重要な課題となっているが、今日「著作権問題」と呼ばれるものの多くは「著作権法問題」ではなく「著作権契約問題」であるとの指摘もある。契約システムの改善については、平成12年に著作権等管理事業法の制定を見たところであり、関係する業界・団体等においても様々な努力が行われているが、今後ともその充実が望まれる。

さらに、著作権に関する教育の充実も重要である。平成14年度から完全実施される新学習指導要領により、中学校及び高等学校において「情報」に関する内容が必修となり、著作権を含む情報モラルの育成について指導がなされることとなるが、多くの人々が著作権と関わりを持つようになる中、広く国民一般を対象として普及啓発に関する施策を総合的に講じていく必要がある。

第三に、権利の侵害に対応できるよう、司法救済制度の充実を図ることが必要である。著作物等の利用形態の多様化に伴い、権利者が権利侵害行為を発見・立証することや、損害額を算定・立証することが極めて困難になってきているため、平成12年に裁判手続の改善と罰則の強化のための法整備が行われているが、今後とも、その充実について検討を行うことが必要である。

第四に、情報技術の進展に伴い、著作物等が国境を越えて自由に流通するようになってきているが、このような時代にあって、権利保護の実効性を確保するためには、国内法制の整備を進めるばかりでなく、国際的な枠組みづくりに積極的に参画するとともに、諸外国における法整備等の取組みを支援していくことが重要である。例えば、海外から日本への送信については日本の著作権法は適用されないため、各国においてインターネットに対応する権利の付与等の法整備を行うことが必要であり、そのような権利を明記していない国に対しては、保護の明確化等を求めている。このような取組みも含め、著作権に関する国際的な課題に対して積極的に対応していく必要がある。

このような時期にあって、文化審議会著作権分科会は、従来の著作権審議会の所掌事務を引き継ぐ形で設置されたが、平成13年においては、当面の課題として、著作権審議会の各小委員会において既に検討が開始されていた事項を中心に、分科会の下に4つの小委員会を設け、それぞれの小委員会において検討を進めた。

平成13年における各小委員会の検討の概要は、以下の各章に示されているとおりである。

第1章 総括小委員会における審議の経過

審議の経過

総括小委員会は、次の事項を検討する小委員会として設置された。

- (1) 著作権分科会における検討事項全般の整理
- (2) 他の小委員会に属しない検討事項の検討

総括小委員会は、平成13年6月27日に第1回の会議を開催し、昨年、著作権審議会第1小委員会において検討が開始された「実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約」(仮称。以下同じ。)締結のための著作権法改正について、引き続き検討を行った。また、著作権法制に関する基本的な課題について整理・検討を開始することとし、いくつかの議題について検討を行った。

「実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約」締結に伴う著作権法改正について

インターネットの利用の拡大など近年の情報化の進展等に対応して著作権の国際的保護の充実を図るため、平成8年12月に世界知的著作権機関(WIPO)において、「著作権に関する世界知的著作権機関条約」及び「実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約」が採択された。

このうち、「著作権に関する世界知的著作権機関条約」については、平成9年及び平成11年の著作権法改正を経て、平成12年6月に締結されたところである。一方、「実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約」については、平成9年及び平成11年の改正により、必要な法整備の大部分は既に行われているが、まだ締結には至っていない。

この条約については、著作権審議会国際小委員会報告書(平成12年11月)において、早期に締結するという方向性が示されているため、総括小委員会においても、これを踏まえて検討が行われた結果、同条約を締結するために以下の点について早急に法整備を行うべきとの結論を得た。

1 音の実演に係る実演家の人格権について

(1) 人格権の付与

「実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約」(以下この章において「条約」という。)第5条(1)においては、「音の実演」(生の聴覚的実演及びレコードに固定された実演)に関して、財産的権利とは別に、実演家に対して「人格権」(「その実演の実演家であることを主張する権利」及び「その実演の変更、切除その他の改変で、

自己の声望を害するおそれのあるものに対して異議を申し立てる権利」)を付与することとされた。

条約の締結を行うためには、著作権法を改正し、「音の実演」に関して、実演家に「人格権」(氏名表示権及び同一性保持権)を付与することが必要である。

実演家に人格権を付与するに当たっては、条約の規定や現行の著作権法における著作人格権に関する規定を踏まえ、適切な権利制限を法定する必要がある。

なお、条約上の義務を超えて、いわゆる「視聴覚的実演」についても実演家に人格権を付与することについては、現在関係者間で協議が行われており、その協議の経緯を踏まえて、付与することを検討することが必要である。

(2) 実演家の死後における人格的利益の保護

条約第5条(2)においては、実演家の人格権は、「その実演家の死後においても、少なくとも財産的権利が消滅するまで存続し、保護が要求される締約国の法令により資格を与えられる人又は団体によって行使される」こととされている。したがって、以下の措置を講ずることとすることが必要である。

実演家の死後においてレコードに録音されたその実演を利用しようとする場合は、その実演家が存しているとしたならばその実演家の人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととすること。(実演家名の表示については、その行為の性質、程度、社会的事情の変動等によりその実演家の意を害しないと認められる場合を除く。)

実演家の死後においては、その遺族又はその実演家が指定した者が、その実演家の人格的利益を損なう行為をする者に対して、差止請求や名誉回復等の措置の請求を行うことができることとすること。

(3) その他

条約上の義務ではないが、実演家に人格権を付与することに伴い、以下のような規定を設けることを検討する必要がある。

救済規定

実演家の人格権侵害に対する差止請求権、侵害みなし行為、名誉回復等の措置の請求、罰則等に関して、所要の改正を行う。

共同実演

2人以上の者が共同して行い、又は指揮・演出した実演であって、その各人の寄与を分離して利用することができないものを「共同実演」とし、実演家の人格権の行使について、共同著作物の著作人格権の行使に関する規定と同様の規定を設ける。

実演家の推定、実演家の実名の登録

実演家の生存中及び死後の人格的利益を確保する観点から、実演家の推定に関する規定や実演家の実名の登録に関する規定を設ける。

2 レコードの保護期間の起算点の変更について

レコードの保護期間は、従来は、「音の固定が行われた時」から始まり、「音の固定が行われた年の終わりから50年」をもって満了するとされていたが、条約第17条においては「音の固定が行われた時」から始まり、「レコードが発行された年の終わりから50年（固定後50年以内に発行されなかった場合には、固定が行われた年の終わりから50年）」をもって満了するとされた。

現行の著作権法においては、レコードの保護期間は「その音が最初に固定された年の翌年から起算して50年」とされていることから、これを「その発行された年の翌年から起算して50年」（固定された年の翌年から起算して50年以内に発行されなかった場合には、固定された年の翌年から起算して50年）と変更することが必要である。

また、保護期間の終期の起算点を「発行後50年」とすることに伴い、著作物と同様、レコードについても「発行」という用語の定義（「権利者による相当部数の複製物の作成・頒布」）を設けることが必要である。あわせて、レコードについても第一発行年月日の登録制度を設けることを検討する必要がある。

著作権法制に関する基本的課題について

我が国の著作権法は、昭和45年の制定以来、経済、社会、技術等の変化に対応しつつ必要な改正を行ってきたが、これらは種々の新しい著作物・利用形態の出現等に対応して個別に行われてきたものであって、従来の制度の基本的な部分を見直す必要もあるのではないかと、という指摘もある。

このため、総括小委員会においては、そのような見直しが必要であるかどうかも含め、著作権法制に関する基本的な課題について、改めて整理・検討を開始することとした。

本年は、各検討事項について、別紙のようにその性格に応じて分類した上で整理を行い、一部の事項については検討を開始した。今後も順次検討を進めていくことが必要であると思われる。

著作権法制に関する基本的課題について

1 法制の基本に関わる検討を必要とする事項

著作権と著作隣接権との関係

関係条約の構成も含め、現在の著作権制度は、「創造性」に着目した「著作権」(著作者の権利)と、「行為」に着目した「著作隣接権」に分けられており、様々な点で後者は前者よりも弱い権利とされてきた。

しかし近年、著作隣接権における許諾権の増加や実演家の人格権の創設など、著作隣接権を強化する動きが生じている。また他方で、著作隣接権には創造性が求められていないことから、投資の成果物である商品(例えば、創造性のないデータベース)を業界保護の観点から著作隣接権の対象としていく傾向も生じている。

このようなことから、「著作権」と「著作隣接権」との関係や、「著作隣接権」そのものの在り方などにつき、将来に向けて基本的な考え方を整理しておく必要があるのではないかと。

アクセス権(著作物を「知覚」することに関する許諾権)の創設

著作物は、視覚的・聴覚的な方法等により「知覚」されることによってその価値が発揮されるものであり、使用者が複製物の入手等に対価を支払うのも、通常は著作物を知覚するためである。しかし、個々の知覚行為に権利を及ぼしても実効性を確保することができない等の理由により、内外の著作権法制は、知覚の前段階である複製や公衆送信等について権利を及ぼしている。

しかしながら、近年の情報技術の発達により、デジタル化されて流通する著作物について、知覚行為そのものをコントロールすることができるようになってきた。このため例えば、いわゆる「技術的手段」の回避を防止する制度に関し、複製等ではなく「知覚行為」をコントロールするための技術的手段を対象とするかどうかについて、国際的な論争も生じている。

知覚行為をコントロールするための技術的手段の回避を制度的に防止することは、実質的に著作物へのアクセス(知覚)に関する新たな権利の創設に近い効果をもたらすが、そのような制度の新設や、全く新しい「アクセス権(知覚権)」の創設を含め、知覚行為を著作権の対象とすることの可否・必要性等について、検討する必要があるのではないかと。

公衆伝達システムの権利の整理・統合

「公衆伝達」システムの権利には、「公衆への提供」(譲渡、貸与など複製物の占有の移転を伴うもの)や「公衆への提示」(実演、送信など複製物の占有の移転を必ずしも

伴わないもの)に関する権利などが含まれるが、「複製権」とは異なり、これらは、「公衆に伝達された」という「結果」ではなく、「公衆に伝達されるような行為を行った」という「行為」に着目して設定されている。このため、著作物等の伝達手段の急速な発達・多様化により、この系統の権利は、条約上も各国国内法上も増加の一途をたどってきた。

著作物等の伝達手段が今後も拡大・多様化していくことを踏まえ、また、法律の規定内容を単純化してよりわかりやすくするという観点から、「公衆伝達系統の権利」の整理・統合を検討する必要があるのではないか。

権利制限規定全体の在り方

著作権法には種々の「権利制限規定」が置かれているが、著作物等の利用形態の多様化等を背景として、個々の具体的な利用行為に係る適用関係をより明確にする詳細な規定ぶりを求める声や、これとは逆に、(米国の著作権法に強く残る「フェア・ユース」という考え方のような)法律の規定はむしろ曖昧・単純にして具体的な適用関係は司法判断に委ねるべきとする声や、上がるようになっている。

これは、権利制限の及ぶ範囲の縮小・拡大ということとは別に、権利制限規定の基本的な在り方の問題として、検討する必要があるのではないか。(権利制限の縮小・拡大に関する個別の課題については、情報小委員会等で検討する。)

なお、これとあわせて、いわゆる「強制許諾制度」の在り方に関しても、必要性の変化、改善すべき点等について基本的な検討を行う必要があるのではないか。

2 法制の基本と実態の評価・分析とを関連づけて検討を行うことが必要な事項

中古品流通と著作権との関係

著作権法は、いわゆる「中古品」の流通について著作者等に排他的権利を付与する考え方はとっておらず、また、このことは種々の著作権関係条約においても基本的に同様である。(日本の著作権法における「映画の著作物」の「頒布権」は、結果的に中古品の流通をコントロールできる効果も持ち得るが、本来はそのような趣旨で設けられたものではない。)

しかし近年、中古書籍やゲームソフトなどを中心に、中古品の流通が著作者等の利益を著しく損なう状況が生じているとの指摘がなされており、著作権制度によって著作者等に中古品の流通をコントロールできる権利を付与すべきであるとの主張も一部にある。

譲渡権についていわゆる「ファースト・セール・ドクトリン」が国際的に採用されていることから明らかなように、この問題はあらゆる商品の流通一般に重大な影響を与え得る大きな問題であるが、著作権制度による対応の可能性や適切さ等を含め、検討を行う必要があるのではないか。

映像の著作物の保護の在り方

著作権法においては、動く映像の著作物としては「映画の著作物」のみが例示されており、これには「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物」が広く含まれるものとされている。また、この「映画の著作物」については、いわゆる劇場用映画を念頭におき、著作者、頒布権、著作権の帰属、実演家の録音・録画権などについて、特別な規定が置かれている。

近年の情報技術の進展に伴い、例えばゲームソフトの映像、いわゆるマルチメディアに部分的に組み込まれた動く映像、ホームページに登載された動く映像など、多種多様な(動く)映像の著作物が創作・流通されるようになってきている。これに伴い、「映画の著作物」の範囲・分類や、上記の特別の規定を見直す必要性、固定要件の必要性など、動く映像の著作物の保護の在り方を検討する必要があるのではないかと。

「商業用レコード」という概念の必要性

一般に、「レコード」は著作物と同様の無体物、「商業用レコード」はレコードを複製した有体物であると理解されているが、後者の概念は、条約上も国内法上も、放送に係る報酬請求権など限られた場合にのみ用いられている。

近年の情報技術の発達・普及により「商業用レコード」以外の「音源」が増加しているが、これらの中には、「エンハンスCD」、いわゆる「マルチメディア」、直接サーバーやパソコンのハードディスク等に蓄積された音など、「商業用レコード」とは言いがたいものが増えてきている。(これらを用いて放送を行った場合には、報酬請求権の対象とはならない。)

このため、「商業用レコード」という概念を廃止して「レコード」に一本化することが、1996年のWIPO外交会議でも議論されたが、採用されるに至らなかった。

このような「商業用レコード以外の音源」は今後とも増加していくものと考えられるため、著作権法の規定を単純化する観点からも、「商業用レコード」の概念を廃止することを検討する必要があるのではないかと。

間接侵害規定の導入の必要性

権利の実効性を確保するため、権利侵害を行う者に対して当該行為の場所や手段を提供する者に関し、差止請求や損害賠償請求の対象となることを明確にする間接侵害規定の導入が必要であるとする意見がある。

間接侵害の考え方については、その実態には様々なケースがあり、また、司法の場において一定の規範形成がなされているところであるが、これらも踏まえつつ、著作権法に間接侵害一般に関する規定を導入することの可否・必要性等について、検討する必要があるのではないかと。

情報技術の発達に伴う権利侵害に対する救済の在り方

近年の情報技術の発達に伴い、デジタル化されて流通する著作物等を技術によって守ることが可能になってきており、著作権法においてはいわゆる「コピープロテクション」などの「技術的保護手段」の回避や、「電子透かし」などの「権利管理情報」の除去等を規制することによって、権利の実効性の確保を図っている。

しかし、例えば技術的保護手段の回避装置等の公衆への譲渡等については、行為が行われる時点では特定の著作物等について権利侵害のおそれが明白であるとは言えないことから、差止請求権の対象とはされず、刑事罰のみが科されている。

個々の権利侵害行為の把握・立証が困難になってきていることに伴い、侵害を事前に予防する技術を活用する必要性が増大していることから、このような予防技術の回避等を防止するために、上記の例も含め、今後出現する新たな予防技術の動向も見極めつつ、どのような救済措置を法制度として設けるべきかについて、検討する必要があるのではないかと。

3 実際の実務を踏まえて検討することが適当な事項

契約秩序の構築と著作権法の役割

著作者等の権利を保護しつつ著作物等の円滑な流通を促進し、権利者・利用者双方の利益を増進させるためには、権利の付与が既に国際的な水準に達した今日、むしろ「契約システム」の構築が最も重要な課題の一つとなっている。

このような「契約システム」の構築は、基本的には、本来当事者同士の努力に委ねられるべきものであるが、例えば「著作権等管理事業法」などの場合は、法律による契約秩序の構築が図られている。

さらに著作権法にも、例えば、第61条第2項のような契約に関する特別の規定や、「指定団体」等を通じた権利行使を義務づける規定などがあるが、著作物・利用形態の急速な多様化等に対応するため、契約による自助努力や「選択と自己責任」の考え方が普及されていく中で、契約関係に関わる法律の規定の在り方について検討を行う必要があるのではないかと。

司法救済制度の見直し

著作権を含む私権の侵害に関する司法救済については、基本的に、権利者自らが侵害の事実を発見・立証すること等が必要であるが、情報技術の進展に伴い、著作物等の利用形態の多様化が進むにしたがい、権利侵害行為自体を捕捉・立証することや、損害額を計算・立証することが極めて困難になってきており、著作者等の権利の実効性を確保するためには、司法救済制度の充実が必要であるとの意見がある。

本年6月に公表された司法制度改革審議会意見書においては、民事司法制度の改革の一つとして「裁判所へのアクセスの拡充」があげられているが、著作権に係る司法救済制度の基本的な部分について検討を行う必要があるのではないかと。

裁判外紛争処理の在り方

種々の情報技術の発達・普及等に伴い、著作物等の利用形態の多様化が急速に進むとともに、従来の著作権関係業界（出版、レコード、放送、映画等）以外の多様な利用者が「電子商取引」等により著作物を利用する状況が生じつつある。これに伴い、著作権侵害や契約違反などの紛争案件の増加が予想されるが、そのような場合について、我が国では直ちに訴訟に訴えるという風土が存在しないことから、いわゆる裁判外紛争解決手段（ADR）に対する期待が高まっている。（司法制度改革審議会意見書においても、多様な紛争解決方法の整備という観点から、ADRの拡充・活性化が提言されている。）

著作権法には、第105条以下に「あっせん」に関する規定があるが、従来必ずしも有効に活用されていないとの指摘もあり、日本知的財産仲裁センターなどの既存の取組みや、WIPO仲裁・調停センターの状況も踏まえつつ、法制面での対応の必要性等について検討を行う必要があるのではないかと。

第2章 情報小委員会における審議の経過

審議の経過

情報小委員会は、次の事項を検討する小委員会として設置された。

- (1) 情報通信技術の進展に対応した権利制限規定の在り方
- (2) 情報通信技術の進展に対応した権利の在り方
- (3) その他情報通信技術に関する著作権問題

情報小委員会は、平成13年4月9日に第1回の会議を開催し、主として上記(1)の権利制限の在り方について、7回にわたり検討を行ってきた。情報小委員会本体においては、権利制限の見直し(縮小又は拡大)を検討する場合の具体的な視点に関する全体的な検討を行い、また、個別の課題については、次のようにワーキング・グループを設置して具体的な論点の整理等を行った。

- ・ 著作物等の教育目的の利用に関する権利制限規定の在り方
(著作物等の教育目的の利用に関するワーキング・グループ)
- ・ 図書館等における著作物等の利用に関する権利制限規定の在り方
(図書館等における著作物等の利用に関するワーキング・グループ)

さらに、上記(2)の権利の在り方に関する問題として、情報通信技術の進展を踏まえた「複製」の概念に係る考え方についても、「複製ワーキング・グループ」を設けて検討を行った。

権利制限の見直しを検討する場合の具体的な視点

情報通信技術の変化・進展等を背景として、現行の権利制限を縮小又は拡大するような見直しを行うべきとする意見が各方面からよせられているが、そのような見直しを行う場合には、著作権法における関係規定間の整合性を損なったり、条約上の義務に反することのないよう、個別の課題について検討を行う際に共通する視点をまず整理しておく必要がある。

このため情報小委員会では、ワーキング・グループにおける個別の課題に係る問題点の整理と並行して、このような基本的視点に関する検討を行い、次のような整理を行った。なお、当然のことながら、ここに示された具体的な視点は、状況の変化に対応して今後必要に応じて修正を加えていくべきものである。

1 許諾なしの利用を例外的に認める必要性の変化の検討

権利制限は、本来著作権者の「許諾」を得て行うべき利用行為について、例外的に許諾を不要とするものであり、個別の事項についてその見直し（縮小・拡大）を検討する場合には、まず、許諾なしの利用を例外的に認めること自体について、その必要性の変化を検討することが必要である。

現在の権利制限規定について見ると、これらは次のような観点から必要性を判断した上で設けられたものと考えられる。

(1) 著作物の性質

(利用されることが当然期待されている場合)

[規定例] 国等が発行する広報資料を説明の材料として転載すること
(第32条第2項)

(2) 利用行為の性質

私的領域等で行われるため権利者による介入が不相当である場合

[規定例] 利用者が留守中に放送されるテレビ番組を見るためにビデオテープレコーダーで録画をすること。(第30条)

著作物の創作に関連して必要不可欠である場合

[規定例] 著作物を作成する際に他の著作物を公正な範囲で引用すること。
(第32条第1項)

公益の実現のために必要不可欠である場合

[規定例] 裁判手続のために、証拠書類として著作物を複製すること。(第42条)

事前に許諾を得ることが不適切である場合

[規定例] 入学試験その他の試験の問題として著作物を複製すること。(第36条)

他の利用行為に通常随伴する利用である場合

[規定例] 放送の許諾を得た著作物等について、放送のための一時的な録音・録画を行うこと。(第44条)

著作物の原作品・複製物の所有者が自ら利用する場合

[規定例] 絵画の原作品を所有している美術館が館内にその作品を展示すること。
(第45条)

これらも踏まえ、社会、経済、技術等の変化によって、個別の各課題について許諾なしの利用を例外的に認める必要性がどのように変化しているかを検討する必要があるが、その場合には、具体的な変化を、例えば次のような視点から検討することが考えられる。

(1) 創作行為・著作物の変化

- 例)・デジタル技術の発達・普及による新しいタイプの著作物の出現
- ・デジタル技術を活用した新しい創作方式の出現

(2) 利用行為の変化

- 例)・インターネットによる著作物の利用など全く新しい利用形態の出現
- ・デジタル方式・媒体の普及による新しい複製方式・複製物の出現

(3) 情報の活用に関する社会的な要請の変化

- 例)・障害者・高齢者等のための情報アクセスの拡大への要請
- ・学習者自身の自発的活動(情報収集など)による学習活動の推進への要請

(4) 許諾を得ることの容易さの変化

- 例)・著作権等管理事業の発達・拡大による許諾契約の容易化
- ・ネットワーク上の許諾・配信システム等の発達・普及による許諾契約の容易化

(5) 関連するビジネスとの関係の変化

- 例)・新たな著作物利用技術の普及に伴う商用利用と一般の利用との競合

2 条約上の条件との関係の確認

許諾なしの利用を例外的に認める必要性の確認と並行して、条約に明記されている次に掲げる条件との関係についても確認することが必要である。

(1) 特別な場合

許諾を要しないこととする利用行為が「特別な場合」に限られること。

(2) 通常の利用を妨げない場合

許諾なしの利用が、出版物の印刷・公衆への販売のように著作権者が利益を得るために必要であり、かつ、一般的に行われている活動を妨げることにならないこと。

(3) 正当な利益を不当に侵害しない場合

許諾なしの利用が著作権者の正当な利益を不当に侵害しないこと。具体的には、そのような利用により著作権者の利益が侵害されることはないか、そのような利益及び侵害がある場合、その利益は「正当な利益」と言えるか、その侵害は「不当な侵害」と言い得る態様又は程度であるかを検討する必要がある。

3 権利制限に伴う特別の規定の必要性の検討

権利制限に伴う特別の規定としては、次のようなものが考えられ、これらの規定を置く必要性の有無等について検討する必要がある。

(1) 利用者の義務に関する規定

補償金

「特別な場合」及び「通常の利用を妨げない場合」の条件を満たした場合であっても、著作権者の正当な利益が不当に侵害されるおそれの有無との関係で、補償金の支払いを義務づける必要性について検討することが考えられる。

また、この場合、実効的な補償金制度を構築することが可能かどうかについても検討する必要がある。

著作者への通知

利用の態様が、著作者人格権に関わるものとなる可能性がある場合（改変を伴う場合等）の有無との関係で、著作者への通知を義務づけること（著作者に著作者人格権を行使する機会を与えること）の必要性について検討することが考えられる。

(2) 著作権者の意思を尊重した適用除外に関する規定

禁止する旨の表示

禁止する旨の表示を付して「許諾しない」意思を伝達したときに、権利制限の適用を除外することの必要性について検討することが考えられる。

技術的保護手段

複製等の利用を防止する「技術的保護手段」の回避を伴う利用については、権利制限の適用を除外するなど技術的保護手段との関係に関する規定を入れる必要性について検討することが考えられる。

4 規定ぶりに関する検討

権利制限の規定ぶりについては、個々のケースごとに、想定される諸状況に細かく対応した規定が望ましいか、大まかな規定が望ましいかということも検討する必要がある。両者の得失としては、例えば次に掲げるようなことが考えられる。なお、大まかな規定ぶりとする場合も、現行法と比較して権利制限の範囲が実質的に縮小・拡大されるのであれば、そのことの当否について個別に検討することが必要となる。

細かな規定ぶりの場合

- ・ 権利制限の対象となる具体的な場合が明確となる。
- ・ 条文が複雑になり、読みにくくなる。

大まかな規定ぶりの場合

- ・ 条文自体は簡潔になり、読みやすくなる。
- ・ 権利制限の対象となる範囲があいまいになるため、判例の蓄積や当事者同士が設定するガイドラインができるまでは、合法性について不安定な状況が生ずる。

5 その他

「権利制限」は、著作権者に付与されている権利を例外的に制限するものであるが、「権利の及ぶ範囲の変更」は、条約の許容する範囲内で、権利の対象となる著作物の範囲、権利の対象となる行為の定義や範囲等を変えることによっても行い得る。

これらは、ここで検討した「権利制限」とは異なる趣旨のものであるが、権利制限の見直しを検討する場合には、こうした点との整合性の確保等についても留意する必要がある。

権利制限の見直しに関する具体的な要望

権利制限の見直しに関する主な具体の課題で、これまで著作権審議会において議論されたもの又は情報小委員会における検討の際に例として示されたものとしては、例えば、次のようなものがある。

(1) 権利制限の縮小

- ・ デジタル方式での私的複製の権利制限の縮小（第30条）
- ・ 図書館等における複製を求めることができる場合を非営利目的の調査研究に限ること。（第31条第1号）
- ・ 図書館等における利用、教育目的の利用に関する補償金制度の導入（第31条、第35条）
- ・ 非営利無料の上映に関する権利制限の縮小（第38条第1項）
- ・ 非営利無料の貸与に関する権利制限の縮小（第38条第4項）

(2) 権利制限の拡大

- ・ 国等が発行する広報資料のインターネットによる利用
- ・ 公衆用機器によるホームページのプリントアウト
- ・ インターネットによる送信の過程で起こる通信効率化のための複製
- ・ パロディによる創作のための利用
- ・ 録音図書の作成等障害者関係の権利制限の拡大
- ・ 学習者による教育目的の複製、遠隔教育に伴う公衆送信等教育関係の権利制限の拡大
- ・ 複製物提供のためのファクシミリ等による公衆送信等図書館関係の権利制限の拡大

(3) 暫定措置の解除

- ・ 書籍等の貸与を貸与権の対象とすること。(附則第4条の2)
- ・ 公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること。(附則第5条の2)

教育・図書館関係の権利制限の見直しに係る検討 — ワーキング・グループにおける検討の概要 —

上記の具体的要望を踏まえ、平成13年においては、「著作物等の教育目的の利用」「図書館等における著作物等の利用」の2つの課題について、それぞれワーキング・グループを設け、権利者側・利用者側双方の委員から実態や提案等についての発表を行い、続いて具体的な課題に関する論点の整理を行った。両ワーキング・グループにおける検討・整理等の結果は、次のとおりである。

1 著作物等の教育目的の利用

(1) 権利制限の拡大に関する論点

授業の過程において例外的に許諾を得ずに複製ができる主体に「学習者」を加えること

現行の著作権法第35条では、授業の過程での使用を目的として例外的に許諾を得ない複製を行うことができる者は、非営利目的の教育機関で「教育を担当する者」に限定されているが、その「教育を担当する者」の指導の下で行う場合に限り、当該非営利の教育機関で教育を受ける「学習者」についても、現行の著作権法第35条で認められている範囲の複製を許諾なくできるようにしてほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、ア)学校教育について、学習者が様々な情報機器等を活用して主体的に学習を行い、情報を適切に収集・判断・創造・発信していくことが推進されており、この趣旨は新学習指導要領にも記述されていること、イ)社会教育を含む生涯学習全般についても、学習者の自発性・主体性や情報リテラシーの育成が強調されていること等により、教育機関における学習活動の在り方自体が、個々の学習者が自ら情報の収集等を行う形態に大きく変容しつつあることから、教育機関で教育を受ける学習者自身が教育活動の一環として自ら複製を行うことが必要とされるようになってきていることがあげられている。

この事項について、権利者側からは、学習者が複製を行うことによる利用の総量の増加、「教育を担当する者」による指導の実効性、著作権に対する学習者の意識・認識への負の効果等への懸念などが表明された。

例外的に許諾を得ずに作製された複製物を同一教育機関内で共用にできるようにすること

現行の著作権法第35条の規定により非営利目的の教育機関で「教育を担当する者」が許諾を得ずに作製した複製物は、同条の規定により「本人の授業の過程」においてのみ使用できるとされているが、その教育機関内に限り、その複製物を他の授業の過程における使用に供することも可能としてほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、様々な視聴覚教材等の活用が促進される中で、校内LANの普及が推進される一方、教師の組織的・協力的な指導も進められつつあるなど、同一教育機関内で指導上有効な教材等の共用・活用がますます必要になることが予想されることがあげられている。

この事項について、権利者側からは、校内LANの場合「授業」以外の目的にも広く使われてしまうことが起こり得ること等、実際の運用について懸念する意見が出された。また、教材等に使用する著作物等の所在情報の共有で足りるのではないかとの意見もあった。

例外的に許諾を得ずに作製された複製物を教科研究会等でも使用できるようにすること

現行の著作権法第35条の規定により非営利目的の教育機関で「教育を担当する者」が許諾を得ずに作製した複製物は、同条の規定により「本人の授業の過程」においてのみ使用できるとされているが、その授業に関する研究活動においても、その者がその複製物を使用に供してよいようにしてほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、様々なメディアを活用した教材の活用が活発化しつつあり、複数の教師による組織的・協力的な指導による教育活動が推進されていることから、多様な教材を活用した授業の方法について情報交換等を行う際に、授業で使用した教材を配布することが必要不可欠であることがあげられている。

この事項について、権利者側からは、著作権法第32条の引用の範囲で複製すれば済むのではないか、個別の権利処理が十分可能ではないか、との反対意見や、事前許諾が困難である場合もあることから、報酬請求権の対象とする方向であれば検討の余地があるとの意見があった。

教育機関で学ぶ特定学習者に対して授業のための公衆送信を例外的に許諾を得ずにできるようにすること

現行の著作権法第35条では、授業の過程での使用を目的として例外的に許諾を得ずに利用が行える場合の利用形態は、「複製」と「譲渡」に限定されているが、これらに加えてその教育機関で教育を受ける学習者への「公衆送信」及び「送信可能化」を加えてほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、様々な情報通信技術を活用した教育活動が種々の教育機関によって展開されつつあり、例えば大学・学校等の「遠隔授業」「合同授業」「公開講座」等において、離れた場所の学習者に対して（主会場での教材の複製・配布と同様に）衛星通信・インターネット等による教材の送信を行うことが必要となっていることがあげられている。

この事項について、権利者側からは、送信された著作物の無断再利用等の危険性、学習者の増大による権利者の利益に対する影響について懸念する意見があったが、と同様、報酬請求権の対象とする方向であれば検討の余地があるとの意見もあった。

遠隔地にいる者を対象に試験を行うため例外的に許諾を得ずに公衆送信することができるようにすること

現行の著作権法第36条では、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において当該試験又は検定の問題として著作物を例外的に許諾を得ないで利用できる場合の利用形態は、「複製」と「譲渡」に限定されているが、これらに加えて「公衆送信」及び「送信可能化」を加えてほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、遠隔教育等の場合において、インターネット等を利用して試験を行うことが可能となっており、この場合には公衆送信権等の対象となり得るが、試験の公正性の確保という観点からは、複製と同様に事前許諾を得ることが不適切と考えられることがあげられている。

この事項について、権利者側からは、インターネットを介した試験の普及の状況や見通しについて若干の疑義が表明されたものの、強い反対意見はなかった。

インターネットによる教育成果の発信のための「複製」「公衆送信」「送信可能化」を例外的に許諾を得ずに利用できる対象とすること

非営利の教育機関について、その教育の成果を広く周知することを目的として、必要と認められる限度において、公表された著作物等を許諾なく複製し、公衆送信・送信可能化することができるものとしてほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、教育活動の一環として、また、その教育成果を公開するために、教育機関がホームページ等を用いてインターネット上での情報発信を行うことが多くなっているが、このような活動についても権利を制限して自由に行えるようにすることが望ましいということがあげられている。

この事項について、権利者側からは、学校内での教育活動に必要な場合と学校外へ送信する場合とは全く異なること、「総合的な学習の時間」など近年の学校教育活動は多様であるため「教育成果の発信」と言っても事実上学校からの送信は無制限に自由ということになりかねないこと、受信者による無断再利用等の危険性が高いこと等、極めて強い反対意見が出された。

権利制限の拡大全般に関する権利者側の意見

これらのほか、権利者側からは、教育の公益性は理解するがその公益実現のための費用は公的資金によって賄われるべきであって著作者個人に現在以上の負担を強いる根拠が見出せないこと、教育目的のために現行法以上の権利制限を認める特段の必要性があるとは思えない（契約によって可能である）こと、著作物利用のデジタル化、ネットワーク化に伴う複製の容易化や複製物の質の向上により権利制限の拡大が権利者の利益を不当に害する可能性が高くなっていること、ネットワーク利用に関する秩序が形成されていない現状における権利制限の拡大が権利者の利益を不当に害する可能性が高くなっていること、権利制限すると権利者側から利用に当たったの要望を利用者に伝える機会がなくなること、学習者の著作権保護意識の育成に逆効果となることなどを理由に、権利制限の拡大一般について否定的な意見が表明された。

また、教育機関の種類、著作物や出版物の種類、利用態様によって著作権者への影響が異なる（例えば、小中学生の調べ学習と大学・大学院生の利用では大きく異なる）ので区分して検討すべきとの意見もあった。

（２）権利制限の縮小に関する論点（補償金制度の拡大）

権利制限の拡大の必要性については理解するものの、著作権法第35条（今後権利制限が拡大された場合にはその部分も含む。）に基づく例外的な許諾を得ない利用については、著作物の通常の利用を妨げる場合を除き、今後とも許諾なしの利用という例外措置を継続することとするが、原則として単一の窓口への補償金の支払いを要することとしてほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、複製物の質が向上していること、大量の複製が容易に行えるようになっていること等から、教育機関における許諾を得ない利用によって著作権者の利益が損なわれるようになっていることがあげられている。

この事項について、利用者側からは、利益侵害となるような複製については現在でも著作権法第35条ただし書きで許諾なしにはできないこととされている等の意見が出され、また、権利者の中からも、許諾権が原則であり、安易に補償金制度を導入すべきではないとの意見が出された。さらに、双方から、教育機関で利用される著作物は広範多岐にわたるので実際に補償金制度を構築することが困難であること等の意見が出された。

（３）その他の論点

著作物等の教育目的の利用に関するワーキング・グループでは、権利制限の拡大・縮小に関する論点のほか、児童生徒を対象とする著作権教育の充実拡大や、教員研修の充実など、教育機関において著作権への認識を増進させる必要性についても、議論

が行われた。特に権利者側からは、教育機関における著作物の管理・利用に関する懸念を背景として、日常の授業・活動の中で、すべての関係者を対象として著作権を認識する機会を設けていくことが必要であるとの意見が出された。

また、権利者、利用者の双方から、著作権法第35条ただし書きでいう「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」についてのガイドラインを権利者・利用者間で作成することが必要であるとの意見が出された。

(4) 今後の検討について

これまでの審議・検討は、著作物等の教育目的の利用に係る権利制限の見直しに関し、権利者・利用者双方の要望を確認するとともに、それらの要望について双方の考え方を整理する等の論点整理を行ったものである。

このため、特定の要望事項について具体的に法改正の可否や具体的な対応策等を結論づけるには至っていないが、各論点について権利者・利用者双方の基本的な考え方を明らかにすることができた。

今後はこの整理に基づき、各論点について、表明された懸念や問題を解決するための具体的な方策の検討なども含め、権利者・利用者の双方が受け入れられる解決策を目指し、当事者間での具体的な協議を促進していく必要がある。

2 図書館等における著作物等の利用

(1) 権利制限の拡大に関する論点

図書館等が例外的に許諾を得ずにファクシミリ等の公衆送信により複製物を提供できるようにすること

現行の著作権法第31条により、図書館等が利用者の求めがあった場合等に図書館資料を許諾なく複製した場合、その複製物の提供手段は、手渡しや郵送による「譲渡」に限定されているが、ファクシミリ等を使用した「公衆送信」による複製物の提供についても許諾を得ずにできるようにしてほしいとの要望がある。

要望の理由としては、学術研究等において速やかな情報収集が求められており、手渡し又は郵送による複製物の提供だけでは図書館等の公共的奉仕機能を十全に果たすことができなくなっていることがあげられている。

この事項について、権利者の中には、(1) 対象となる「複製物」は複写物に限ること、(2) 対象となる「公衆送信」はファクシミリによる複写物のイメージの送信に限ること、(3) 著作権法第31条第1号に定める範囲内のものであること、(4) 非商業目的の調査研究のための依頼に限ることの4つの条件が満たされるならば、要望を容認するという意見がある。一方、権利者の中からは、許諾を得ずに行うことを認めた場合であっても、補償金を支払うこととすべきとの意見も出された。

入手困難な図書館資料に掲載された著作物の全部を例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること

現行の著作権法第31条第1号では、図書館等は利用者の求めに応じて発行後相当期間経過した定期刊行物に掲載された著作物の全部を許諾を得ずに複製することができるが、絶版その他の理由により一般に入手することが困難な図書館資料に掲載された著作物についても、その全部を利用者の求めに応じて許諾を得ずに複製できるようにしてほしいとの要望がある。

要望の理由としては、定期刊行物以外の出版物に掲載された論文等であっても、公益の観点から、一般に入手不可能となった場合には、図書館等が十全にその提供を行えるようにすべきとの点があげられている。

この事項について、権利者側からは、補償金の支払いを求める意見や、不定期かつ逐次的に発行されている論文誌に限っては、許諾なしに複製することを認めてもよいとする意見が出された。

再生手段の入手が困難である図書館資料を保存のために例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること

図書館資料の形式が、当該形式で保存された著作物を再生するために必要な機器を入手することが困難になった場合には、当該図書館資料を保存するため、許諾なくその他の形式に複製できるようにしてほしいとの要望がある。

要望の理由としては、図書館資料の媒体の多様化により、媒体の内容を再生するために必要な機器が市場で入手困難となった場合においても、その図書館資料の内容を保存する必要があることがあげられている。

この事項について、権利者側からは、元の媒体で想定されていなかった使用ができるようになることに対する不安や、既存の商品や将来販売を予定している商品との競合を懸念する意見が出された。

図書館等においても視覚障害者のために例外的に許諾を得ずに録音図書を作成できるようにすること

現行の著作権法第37条第3項では、専ら視覚障害者向けの貸出の用に供するために、公表された著作物を許諾を得ずに録音することができる者は、点字図書館等の施設に限定されているが、公共図書館等においても許諾を得ずに録音できるようにしてほしいとの要望がある。

要望の理由としては、公共図書館においても現在録音図書の作成を行っており、許諾なく録音できる主体を公共図書館に拡大することは、視覚障害者の福祉の増進という規定の趣旨にも適うことであることがあげられている。

この事項について、権利者側からは、健常者の使用にも供されるのではないかという危惧、録音図書を業として出版する者への影響に対する懸念、音読や入力ที่ไม่正確に行われかねないとの懸念等が表明された。

その他

このほか、権利制限の拡大については、次のような論点が検討された。

ア) 図書館等に設置されたインターネット端末から利用者が著作物を例外的に許諾を得ずにプリントアウトできるようにすること

現行の著作権法第30条第1項第1号では、公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(コピー機を除く。)を用いた複製は、私的使用の目的であっても、許諾が必要とされているが、図書館等に設置されたコンピュータ及びプリンタを用いてインターネット上にあり誰でもアクセスできる著作物をプリントアウトすることについては、許諾を得ずにできるようにしてほしいとの要望がある。

この事項については、公共施設等に設置されたインターネット端末からのプリントアウト全体に及ぶ問題であり、また、図書館資料を対象とするものでもないので、図書館等における著作物等の利用に限らず、より広い範囲で検討すべきであるとの意見が出された。

イ) 図書館内のみの送信を目的として図書館資料を例外的に許諾を得ずにデータベース化できるようにすること

現行の著作権法第31条では、図書館等が許諾なく図書館資料を複製できる場合は、利用者の求めがあった場合、図書館資料の保存のため必要があった場合、他の図書館等の求めがあった場合に限られているが、図書館内のみの送信を目的として図書館資料をデジタル化(データベース化)する場合についても、許諾を得ずにできるようにしてほしいとの要望がある。

この事項については、現在図書館資料をデータベース化し、又はする予定がある図書館等自体がごく少数にとどまることが、権利者側、図書館側双方から確認され、図書館側としても、権利者、出版社の側でのデータベース化をまず期待しており、それほど強く要望するものではないとの意見が出された。

(2) 権利制限の縮小に関する論点

商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること

現行の著作権法第31条第1号では、図書館等の利用者が「調査研究」を目的として図書館資料の複製を求めた場合には、一定の条件の下で許諾なく複製を行うことができることとされているが、この「調査研究」から商業目的のものを外してほしいとの要望がある。

要望の理由としては、許諾が必要な会社等での複製と不均衡を生じること、民間複写業者と競合していること、会社等の資料購入にも悪影響を与えること等があげられている。

この事項について、図書館側の中からは、実効性を担保するための条件によっては、この要望を容認することができるとの意見と、商業目的と思われる調査研究のために複製を行っている図書館等もあり、その利用者に与える大きな影響を懸念する意見があった。また、この要望を容認するとしても「商業目的」の範囲については詳細に検討することが必要であるとの意見があった。

図書館資料の貸出について補償金を課すこと

現行の著作権法附則第4条の2では、書籍等の貸与については貸与権が及ばないこととされており、その他の著作物（映画の著作物を除く。）についても非営利無償の貸与については著作権法第38条第4項で許諾なく無償で行えることとされているが、図書館等が映画の著作物以外の図書館資料を貸与する場合にも、映画の著作物の貸与の場合（著作権法第38条第5項）のように、図書館等が補償金を支払うこととしてほしいとの要望がある。

要望の理由としては、図書館の増加、図書館における貸出数の増加等により、本の購入が図書館からの貸出により代替される傾向が強まっており、著作権者の利益に対する損害が大きくなっていることがあげられている。

この事項について、図書館側からは、図書館は幅広い読者層の形成に努め、書籍等の展示効果により購買意欲を促進し、専門的で少数しか発行されない資料の購入を支える等の役割も果たしており、図書館資料の貸出が直ちに著作権者に不当な損害を与えているとは言えず、図書館からの貸出が利用者の本の購入を阻害しているということは、まだ立証されていないという意見等が出された。

図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について補償金を課すこと

著作権法第31条第1号により、図書館等が利用者の求めに応じ許諾なく複製を行う場合には、補償金を支払うこととしてほしいとの要望がある。

要望の理由としては、図書館の増加、複写機器の機能向上、普及等により、図書館等における複製が増大しており、著作権者の正当な利益が不当に損なわれていることがあげられている。

この事項について、図書館側からは、絶版等一般に入手することが困難な図書や過去の定期刊行物等一般に販売されていない著作物の複製も多いため、図書館等における複製が直ちに著作権者の正当な利益を害しているとは言えないのではないかと意見があった。また、現在規定されている条件に加えて補償金を課すことは、著作物の公正かつ円滑な利用を妨げかねないとの意見があった。一方、権利者側からも、補償金制度の実効的な運営や補償金の正確な分配は困難であり、特に必要性はないのではないかと意見があった。

その他

このほか、権利制限の縮小については、次のような論点が検討された。

ア) 公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること

現行の著作権法第30条第1項第1号では、コピー機以外の公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いた複製は、私的使用の目的であっても、許諾が必要とされているが、公衆の使用に供するコピー機を用いた私的使用目的の複製は、附則第5条の2により暫定的に許諾が不要とされている。この暫定措置を解除してほしいとの要望がある。

この要望については、公衆の用に供するコピー機による複製全体に及ぶ問題であり、より広い範囲で検討すべきであるとの意見が出された。

イ) 図書館等においてビデオ等を上映することについて権利制限の対象から除外すること

現行の著作権法第38条第1項では、著作物を非営利無償で上映することについては許諾が不要とされているが、映画の著作物の非営利無償の上映については権利制限の対象から外してほしいとの要望がある。

この要望については、公共施設等で行われる非営利無償での上映全体に及ぶ問題であり、図書館等における著作物等の利用に限らず、より広い範囲で検討すべきであるとの意見が出された。また、上映権に関する権利制限を全廃する趣旨か、制限する趣旨か、内容を明確にすべきとの意見もあった。

(3) 今後の検討について

これまでの審議・検討は、図書館等における著作物等の利用に係る権利制限の見直しに関し、権利者側・図書館側双方の要望を確認するとともに、それらの要望について双方の考え方を整理する等の論点整理を行ったものである。

このため、特定の要望事項について具体的に法改正の可否や具体的な対応策等を結論づけるには至っていないが、各論点について権利者側・図書館側双方の基本的な考え方を明らかにすることができた。

今後はこの整理に基づき、各論点について、表明された懸念や問題を解決するための具体的な方策の検討なども含め、権利者側・図書館側の双方が受け入れられる解決策を目指し、具体的な合意の形成を促進するため、当事者間の協議の場を設ける必要がある。

複製の範囲に関するワーキング・グループの検討の概要

複製ワーキング・グループでは、いわゆる「一時的蓄積」に関する考え方について、具体的事例に即した検討を行った。複製ワーキング・グループにおける検討の結果は、次のとおりである。

著作権審議会においては、これまでも著作権法上の複製権の対象となる「複製」の範囲について検討が行われており、例えば、昭和48年6月の同審議会第2小委員会（コンピューター関係）報告書では、「（コンピューターの）内部記憶装置における著作物の貯蔵は、瞬間的かつ過渡的で直ちに消え去るものであるため、著作物を内部記憶装置へたくわえる行為を著作物の『複製』に該当すると解することはできない。」としていた。

これらを受けて、一般的には、例えばランダム・アクセス・メモリー（RAM）への蓄積（電源を切れれば消去される蓄積）などのいわゆる「一時的蓄積」は、著作権法上の複製権の対象となる「複製」ではないと解されてきた。

しかし、デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴い改めてこの件を取り上げた平成12年11月の同審議会国際小委員会報告書では、「瞬間的かつ過渡的なものを含め、プログラムの著作物その他の著作物に関する電子データの『一時的蓄積』の扱いが重要課題となっている。」と指摘された。

複製ワーキング・グループにおいては、このような指摘を受け、いわゆる「一時的蓄積」のうち複製権の対象となる「複製」と解されていないことにより重大な不都合が生じている事例について検討を行った。

「複製」と解すべきとする立場からは、ネットワークを用いたビジネス（いわゆるアプリケーション・サービス・プロバイダー、オンライン・ゲーム、音楽配信等）において違法に送信された著作物が、受信者側のコンピュータのRAMに一時的に蓄積される事例、また、サーバーのように24時間運転を続けるコンピュータのRAMにプログラムが常時蓄積されている事例等があげられた。

これらの事例に対しては、必ずしも実態を伴わないものもあること、これらの事例における一時的蓄積を「複製」と解さなくても、公衆送信権等既存の権利の行使や契約で対応が可能であること等の意見が出された。

また、いわゆる「一時的蓄積」を複製権の対象となる「複製」と解しないと不都合を生じる類型を抽出するため、権利制限規定などによって複製権の適用を除外すべき事例についても検討を行った。

「複製」と解すべきとする立場からは、権利制限の要件として、「適法に作成された著作物の複製物の所有者又は占有者が当該複製物を使用する場合に不可避免的に生じる一時的蓄積」、「適法に送信された著作物を受信・使用する場合に不可避免的に生じる一時的蓄積」、「善意無過失の者が著作物を受信・使用する場合に不可避免的に生じる一時的蓄積」、「送信過程で不可避免的に生じる一時的蓄積」があげられた。

これに対して、複製権を及ぼすべきではない事例として、これらの他に、第三者がコンピュータの保守・点検等を行う際に生じる一時的蓄積が指摘されたほか、上記要件では必要な事例が網羅されているかどうか明らかでないことから、複製権の適用を除外すべき事項を明確に定めることは現時点では困難であるとの意見が出された。また、こうした権利制限を実態に合わせて拡充させていくと、結果的に行使可能な権利として残る部分のごくわずかではないかとの指摘もあった。

これらの検討から、これまで「一時的蓄積」と呼ばれてきたものの中には、RAMへの常時蓄積など、複製権の対象とすることが適当な場合もあると思われた。しかしながら、個々の事例については、「実際に支障、損害が生じていないのではないか」、「公衆送信権等既存の権利で対応できるのではないか」、「著作権法第113条に規定する『みなし侵害』の拡大により対応すべきではないか」等の意見があり、「複製」の定義について現時点で法改正を行うべきとの結論には至らなかった。

法改正の必要性については、実際に法制面での対応が必要な具体的な状況の有無、関連するビジネスの動き、国際的な場における検討の状況等を引き続き注視しつつ、必要に応じ、検討することとする。

今後の検討について

情報小委員会においては、本年整理を行った「権利制限の見直しを検討する場合の具体的な視点」、ワーキング・グループにおける検討・整理の結果を踏まえつつ、権利制限の在り方を中心に、情報通信技術の進展に対応した課題について、今後とも引き続き検討を行うものとする。

第3章 放送小委員会における審議の経過

審議の経過と国際的動向の概要

放送小委員会は、次の事項を検討する小委員会として設置された。

- (1) 「放送」「放送事業者」の定義の在り方
- (2) 放送事業者の権利の在り方
- (3) 有線放送事業者の権利の在り方
- (4) その他放送、有線放送に関する著作権問題

放送小委員会は、平成13年4月10日に第1回の会議を開催し、3回にわたり検討を行ってきた。本年は、著作権審議会マルチメディア小委員会放送事業者等の権利に関するワーキング・グループにおける検討を踏まえ、主として放送事業者の権利の在り方について検討を行ったほか、放送に関するその他の課題についても、適宜検討を行った。

本年は、5月に、放送事業者の権利に関する条約について検討する世界知的所有権機関(WIPO)著作権等常設委員会が開催され、日本政府から条約案を提出するなど、国際的にも放送事業者の権利に関する検討が行われた。WIPOにおける条約採択に向けた検討は引き続き行われる予定であり、このような国際的動向を踏まえつつ、検討を行う必要がある。

放送事業者等の権利の拡大について

1 検討課題について

放送小委員会では、放送事業者の要望等を踏まえ、次に掲げる権利等について検討を行ってきたが、これらの課題については、今後とも、国際的な動向や技術の進展を注視しつつ、引き続き検討を行うこととする。また、これらの課題の検討に当たっては、有線放送事業者の権利についても併せて検討するものとする。

(1) 送信可能化権

受信した放送を、インターネット等を通じて自動公衆送信する行為に関して、放送事業者に送信可能化権を付与してほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、通信回線の大容量化、情報機器の普及・高機能化など、最近の情報通信技術の発達・普及により、放送を受信してインターネットで送信することが技術的に容易になり、無断送信が多数行われるようになってきていることがあげられている。

この事項については、特段の反対意見はなかった。

(2) 放送の固定物の譲渡権・貸与権

受信した放送を固定した物（以下「放送の固定物」という。）を公衆に譲渡し、又は貸与することについて、放送事業者に権利を付与してほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、著作隣接権の分野においては、実演家及びレコード製作者に譲渡権及び貸与権（商業用レコードに限る。）が付与されているが、放送事業者には放送の固定物の譲渡又は貸与に関する権利が付与されていないことがあげられている。

この事項については、違法複製物を情を知って頒布（頒布目的の所持を含む。）することを複製権侵害とみなす「みなし侵害」による対応が可能であり、特に新しい権利を付与しなければならないような実態がないという意見が出される一方で、国際的動向によっては権利を認めても差し支えないという意見も出されている。

(3) 有線放送権等

放送を受信して行う有線放送を受信し、さらに有線放送・放送を行うことについて、最初の放送を行う放送事業者に権利を付与してほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、現行の著作権法では、放送を受信してこれを放送・有線放送する場合、第一段階（放送を直接受信して行うもの）の放送・有線放送についてのみ放送事業者に権利を付与しているが、情報通信技術の進展に伴い、従来想定されていなかった第二段階（第一段階の有線放送を受信して行うもの）の有線放送が出現しつつあり、第一段階の有線放送と、第二段階の有線放送との間で、権利の及び方について不均衡が生じていることがあげられている。

この事項については、放送を受信して行う有線放送を受信してさらに有線放送等が行われているケースはまだ普及していない、放送事業者と有線放送事業者との契約で解決可能である等の意見が出されている。

(4) 放送前送信

スポーツ競技などの生中継を行う際には、中継現場から放送局まで映像・音声の送信が行われており、また、全国ネットワーク等で放送を行う場合には、キー局からネットワーク局まで映像・音声の送信が行われているが、公衆を対象とする送信でないため、著作権・著作隣接権が及ばないこれらの送信行為は、一般に「放送前送信」などと呼ばれている。このような「放送前送信」において送信されるものについても、放送事業者の権利の対象としてほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、キー局・ネットワーク局間の送信は、放送と同一の内容であることが多いが、まだ「放送」されていないために放送事業者の権利が及んでおらず、これを傍受・録画等された場合に、放送事業者の権利の実効性が損なわれるおそれがあること、また、生中継を行うに当たっては、多額の放映権料や中継費用が必要であり、この投資が適正に保護されなければ、放送を行うインセンティブを著しく損なうおそれがあることがあげられている。

この事項については、従来「放送行為」を対象として付与されていた放送事業者の著作隣接権の範囲をまだ放送されていないものにまで拡大することは、放送事業者の著作隣接権の本質そのものの重大な変更をもたらすため、慎重な検討が必要であるとの意見や、「放送前送信」の範囲をどのように画定するかさらに検討すべきとの意見が出されている。

(5) 技術的保護手段等

現行の著作権法においても、放送事業者が、「複製」などその権利の及ぶ行為に関して施す技術的保護手段の回避行為や権利管理情報の改変等は規制の対象とされているが、これに加えて、暗号化された放送について暗号を解除して「視聴」する行為を技術的保護手段の回避として規制の対象としてほしいとの要望がある。

この要望の理由としては、いわゆる有料の「スクランブル放送」の増大に伴い、不正受信を規制する必要性が生じていることがあげられている。

この事項については、現行の条約や著作権法における技術的保護手段の回避に対する規制は、既に法定されている権利を守るために導入されたものであり、権利の対象でない放送の視聴行為に係る暗号等についても規制の対象とすることについては、著作物等一般の知覚行為等との関係も含め、慎重に検討する必要がある等の意見が出されている。

2 早急に法制化を進めるべきものについて

1(1)の送信可能化のうち、固定物を用いた放送の送信可能化については現在でも複製権による対応が可能であるが、受信した放送を固定せずにそのまま送信可能化する行為(インターネット等により公衆に送信し得るようにする行為)については、現行の著作権法では放送事業者に送信可能化権が付与されていないため、その法制化が早急に必要である。また、有線放送についても同様の状況にあり、有線放送事業者にも同様の権利を付与することが必要である。

なお、固定物を用いた放送の利用に関しては、送信可能化権に限らず、再放送・有線放送、譲渡、貸与等に関する権利についても、国際的な検討が行われていることから、WIPOにおける条約の検討状況等を踏まえつつ、引き続き検討するものとする。

その他

1 放送に係る実演家・レコード製作者の権利について

現行の著作権法では、「レコードに録音された実演」及び「レコード」の放送については、実演家及びレコード製作者は、「許諾権」ではなく「二次使用料を受ける権利」のみを付与されている。しかし、放送の形態の多様化が進み、受信者による録音を前提としたデジタル放送といったものが出現したため、少なくとも一部の形態の放送について、実演家及びレコード製作者の権利を「許諾権」とすべきとの要望がある。

この事項については、現在、関係者間で協議が行われているところであり、その状況を踏まえ、検討を行うものとする。

2 放送番組の二次利用の促進について

既に放送され、保存されている放送番組をインターネット等を活用して二次利用することについて、これを容易に行えるようにすべきとの意見が近年高まりつつあるため、現行の法制度、条約上の義務、保存・二次利用の実態等を踏まえ、この課題についての検討を行った。

既に放送され、保存されている放送番組については、我が国では、当初の番組の制作・放送時の契約等が二次利用の促進という観点から見て適切なものになっていないために、二次利用が困難な場合が少なくない。このような二次利用を拡大・円滑化するためには、放送事業者等の番組制作関係者の努力により、当初の番組の制作・放送時における契約を二次利用の促進という観点から改善することや、二次利用に関する関係団体間の契約システムを改善・拡大することなど、契約ルールの整備が必要である（条約上の義務からも、権利制限を拡大してこれを認めることはできない）との結論を得た。

今後の検討について

放送小委員会においては、主として放送事業者の権利の在り方について検討を行ってきた。本年結論に至らなかった事項を含め、放送、有線放送に関する著作権に係る課題については、今後とも、W I P Oにおける条約の検討状況等を踏まえつつ、検討を行う必要がある。

第4章 国際小委員会における審議の経過

審議の経過

国際小委員会は、次の事項を検討する小委員会として設置された。

- (1) 著作権関係条約に関する事
- (2) 途上国との連携協力に関する事
- (3) その他の著作権に係る国際的な課題に関する事

国際小委員会は、平成13年5月31日に第1回の会議を開催し、主として昨年公表された著作権審議会国際小委員会報告書のフォローアップ及び世界知的所有権機関(WIPO)において検討中の国際ルール等について2回にわたり検討を行った。

著作権をめぐる国際的な動向

情報技術の進展に伴い、著作物が国境を越えて自由に流通する時代を迎えており、また、音楽のネット配信のような電子商取引も急速に発展している。これらを踏まえ、国際小委員会においては、我が国及びWIPO等において行われつつある以下のような国際的な取組みについて検討を行った。

1 著作権関係条約に関する事について

(1) 放送機関の保護

WIPOにおいては、デジタル化・ネットワーク化に対応し、放送機関の権利保護に係る新たなルール策定についての議論が行われており、本年5月に開催された第5回WIPO著作権等常設委員会において、我が国より「放送機関に関する条約」案を提案した事について報告がなされた。また、本年11月下旬に開催される第6回WIPO著作権等常設委員会においては、EUからの新たな条約案等を含めて、放送前送信^{*1}の取扱い、暗号解除権^{*2}等について実質的な議論が行われる予定である事についても併せて報告がなされた。

この事項については、著作権分科会の他の小委員会等における国内的な議論との整合性をとった形で検討を進めるべきであるとの意見があった。

*1 例としては、スポーツ競技などの生中継を行う際の中継現場から放送局までの映像・音声の送信、全国ネットワーク等で放送を行う場合のキー局からネットワーク局に対して行われる映像・音声の送信がある。

*2 暗号化された放送について暗号を解除して「視聴」させることを許諾する権利。

(2) 視聴覚的実演の保護

デジタル化・ネットワーク化に対応した、視聴覚的実演すなわち「映像」に関する実演家の権利保護に係る新たなルール策定についての議論がW I P Oにおいて行われていること、また、昨年12月に開催された条約採択のための外交会議においては全20条中19条について合意が見られたものの、実演家の権利行使について最終合意が得られなかったこと等の報告がなされた。また、本年9月に開催されたW I P O総会において、今後も関係者間で協議を継続すること、協議に進展があればW I P O著作権等常設委員会に報告すること、本件を来年のW I P O総会の議題に残すこと等を内容とする議長裁定が採択されたことについても併せて報告がなされた。

(3) 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約

著作権審議会国際小委員会報告書(平成12年11月)の指摘を踏まえ、現在、次期通常国会における「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」締結を目指し、政府内で作業が進められていることについて説明がなされた。

この事項については、その早期締結が重要であることで意見の一致を見た。

(4) その他

以上に加え、W I P Oにおいては、創作性のないデータベースの保護、遺伝資源・伝統的知識・フォークロアの保護に係る検討が引き続き行われていることについての報告がなされた。

創作性のないデータベースの保護については、ヨーロッパ諸国の一部においては既に投資の側面に着目した保護が行われており、我が国においても国際的な動向を踏まえた検討を行うことが重要であるとの意見があった。

2 途上国との連携協力に関することについて

我が国の著作物等の複製物で、アジア等の途上国において違法に作成されたものが大量に流通し、我が国の権利者が被害を被っている実態が存在することを踏まえ、アジア諸国との連携・協力及び我が国の著作物等に対する侵害防止についての著作権保護の実効性を高める観点から、従来から実施しているW I P Oへの拠出金の活用など、幅広い施策を展開していることについて説明がなされた。

3 その他著作権に係る国際的な課題に関することについて

(1) 準拠法及び国際裁判管轄

著作権侵害に関する準拠法、裁判管轄については、現在までのところ国際的に統一された解釈、ルールは存在しない。本年6月に開催されたハーグ国際私法会議第19会期の第1回外交会議において、裁判管轄等に関する条約採択の交渉が行われたものの、各国の立場の違いは大きく、最終的な採択を行う第2回外交会議の開催は延期されたこと、また、来年前半を目途に今後の進め方についての議論を行うための会合が開催されること等の報告がなされた。

この事項については、ベルヌ条約における準拠法の解釈についての考え方を整理することが重要である、また、国際私法の検討に当たっては著作権等知的所有権の側面からの検討を行うことも必要である等の意見があった。

(2) 日米の著作権制度における課題

情報技術の進展を踏まえた適切な著作権保護のためには、先進国間、特に我が国と経済面等の結びつきの強い米国との間で互いが抱える課題について意見交換を行うことが有益である。本年6月30日の日米首脳会談において、「成長のための日米経済パートナーシップ」の立ち上げ及びその下に「規制改革及び競争政策イニシアティブ」が設置されることが決定され、この中の情報技術作業部会において著作権関連事項^{*3}が取り扱われることとなっている。係る枠組み等を活用することにより、日米の間で適切な著作権保護の在り方についての意見交換を進めていく予定であることについて説明がなされた。

今後の検討について

国際小委員会では、2回の検討において、主として著作権をめぐる国際的な動向についての検討を行ってきた。本年議論された事項を含め、著作権をめぐる国際的な課題については、諸外国の動向も踏まえつつ、今後とも引き続き検討を行うものとする。

*3 日本側要望事項： 利用可能化権の明確化、 保護を受ける実演の対象、 人格権に関する保護対象の拡大、 放送機関の権利の明確化、 固定されていない著作物の保護
米国側要望事項： 「一時的複製」の保護の明確化、 インターネット・サービス・プロバイダー (ISP) の法的責任の明確化 等

おわりに

「はじめに」においても述べたように、平成13年においては、従来の著作権審議会において既に検討が開始されていた事項を中心に検討を進めた。

各小委員会における検討の結果、放送事業者等への送信可能化権の付与及び「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」締結のために必要な改正については、法制化が早急に必要であるとの結論が得られたところである。

一方、各小委員会において今後も検討を行うものと整理された課題（著作権法制に関する基本的課題、権利制限の在り方を中心とする情報通信技術の進展に対応した課題、放送・有線放送に関する著作権に係る課題、著作権をめぐる国際的な課題）については、平成14年以降も引き続き検討を進めることが必要である。

今後とも、社会の変化や情報技術の進展等に対応して、著作権に関する諸課題について、法整備の検討を含め必要な検討を進めていくこととする。

(参考)

1. 文化審議会著作権分科会委員名簿

分科会長	北川善太郎	名城大学教授,(財)国際高等研究所副所長
副分科会長	齊藤博	専修大学教授
	あがた・せいじ	日本写真家協会理事,日本写真著作権協会常務理事
	板谷駿一	日本放送協会専務理事・放送総局長
	市川團十郎	歌舞伎俳優,(社)日本俳優協会財務理事
	稲葉昭典	(社)日本映像ソフト協会会長
	入江観	(社)日本美術家連盟理事
	大澤正雄	(社)日本図書館協会常務理事
	岡田富美子	作詞家,(社)日本音楽著作権協会理事
	小熊竹彦	日本生活協同組合連合会政策企画部長
	金原優	(社)日本書籍出版協会副理事長
	國分正明	日本芸術文化振興会理事長
	酒井昭	(社)日本民間放送連盟専務理事
	迫本淳一	(社)日本映画製作者連盟参与
	里中満智子	漫画家
	柴崎信三	(株)日本経済新聞社論説委員・編集委員
	辻本憲三	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会理事長
	富塚勇	(社)日本レコード協会会長
	永井多恵子	世田谷文化生活情報センター館長
	中山信弘	東京大学教授
	野村豊弘	学校法人学習院常務理事
	半田正夫	青山学院大学学長
	松下直子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	松村多美子	椋山女学園大学教授
	丸島儀一	(社)経済団体連合会産業技術委員会知的財産問題部会長
	三田誠広	(社)日本文芸家協会常務理事・知的所有権委員会委員長
	村上重美	(社)日本新聞協会専務理事・事務局長
	紋谷暢男	成蹊大学教授
	山際永三	(協)日本映画監督協会常務理事
	山口三恵子	日本弁護士連合会知的所有権委員会委員・弁護士

(計30名)

2 . 文化審議会著作権分科会審議経過

- | | | |
|-------|-------------|---|
| 第1回会議 | 平成13年 3月21日 | 文化審議会著作権分科会運営規則の制定について
小委員会の設置について
著作権分科会議事の公開の対応方針の制定について
(社)日本文芸著作権保護同盟著作物使用料規程の一部変更認可について |
| 第2回会議 | 11月12日 | 文化審議会著作権分科会運営規則の改正について
各小委員会の審議経過の概要について(報告)
文化審議会著作権分科会審議経過の概要について |
| 第3回会議 | 12月10日 | 文化審議会著作権分科会審議経過の概要について
平成13年度使用教科書等掲載補償金について
私的録画補償金の額の認可について |